

# 明治初年、広島県聽訟課の家事裁判

—「訴状受取録」の検討を通して—

加

藤

高

はじめに

一、明治初年の家事々件をめぐる裁判状況

(一) 緒言

(二) 明治初年の家事関係法令

二、明治初年、広島県聽訟課における家事裁判の取扱い—「訴状受取録」の検討を通して—

(一) 「訴状受取録」について

(二) 「訴状受取録」における家事裁判の検討

三、結びに代えて

はじめに

本稿は、これまで続けてきた、そして現在、なお継続して進めている明治初年代の民事裁判記録等文書調査につき、<sup>(1)</sup>そ

の成果の一部を中間報告の形でまとめたものである。広島・山口・松江の各地方裁判所本庁ならび支部および広島高等裁判所が現に保管所蔵する、明治前半期における、いわゆる民事々件簿一（当時・地方により「訴状受取録」（広島・山口）あるいは「受取（録）」、また「聽訟表」（松江）という表題の記録簿冊）一を中心とする民事裁判史料の検討・考察を通して、当時、裁判所や司法官もおらず、もち論民法典等も制定されていなかつた時代における民事裁判の実情を幾分なりとも明らかにすることを意図している。すでに明治初年以降昭和十八年迄の全国各高等裁判所およびその管内地方裁判所が保管所蔵していた、いわゆる民事判決原本が全国各高等裁判所々在の各国立大学に一旦移管され、漸く廃棄を免れたことは周知のことである。司法文化財と目されるべき民事判決原本が今後は貴重な研究価値豊かな近代裁判史料として、後世、各分野の学究にとって多くの有益な研究成果をもたらすであろうことは想像に難くない。しかし他面では、民事判決原本だけが果して近代裁判史料として重要かつ有益であるのか、と云う問い合わせがなされた場合、それにそのまま素直に答えるには若干のためらいがある。筆者は民事判決原本の大学移管より前、ある切つ掛けから、明治四年、廢藩置県以後数年以上の間、当時の中国地方諸県を含む全国大多数の県においては、裁判所が開設されず、代わりに県庁内に裁判事務課である聽訟課が置かれ、県長官を筆頭に、県職員が民刑事裁判を取り扱っていた時代があつたことを、裁判所の民事裁判記録簿冊に接して初めて知つた。実をいえば筆者は、当時、フランス民法およびそれを母法とする旧民法もしくはそれが草案であつた時より、実際には条理として司法官により應用されていた<sup>(2)</sup>、と説かれており、その点を中国諸県の地方裁判所にその具体例を探し検証して見たいと思つていていた矢先で、その前提作業として、裁判所未設の諸県における民事裁判の実情解明が先決の課題であろうと思い、調査に踏みこむ事にした。しかし明治初年当時、裁判所未設の府県が多数であったことがその後の調査で明らかになると共に、この時期の民事裁判事情の解明がほとんどなされていないことに気付き、

当面の課題として中国地方諸県における明治初年代——といつても明治四（一八七一）年廢藩置県以降——の民事裁判事情を明らかにする目的で、手初めに松江地方裁判所・島根県庁・島根県立図書館等に所蔵されている当時の裁判関係史料を探りで調べて廻った（筆者の勤務地である大学が広島市内所在であったため、最初から原爆による史料焼失が先入観として在った関係上、広島地裁の調査は最初の頃企図していなかつた）。そこで得た一応の結論は、松江地裁本庁では立県当初からの民事裁判言渡書——當時「裁許状」と呼ばれた——は見当らなかつた代わりに、「訴訟明細表」および「聽訟（日々）表」という表題の、いわゆる民事々件簿に類する裁判記録簿冊が、ほぼ明治五（一八七二）年から、以降少なくとも九年まで現存していることを確認できた。<sup>(3)</sup> 手始めに明治五年分だけの民事々件簿（に相当すると見られる裁判記録簿冊——「訴訟事件銘細録」）の内容を筆者は調査し、その概要を報告したことがあつた。<sup>(3)</sup> そこでは訴訟事件数九十件中、ほとんどの事件につき、掛官が原被告双方に「利解」または「理解」（いすれも説得の意——筆者）に及ぶところ、示談行届き吟味下げ願を提出（願下げ）という形で、事件処理が行われていた。注目すべきは判決に相当する「裁許」が見当らなかつた点である。この時期の民事裁判（刑事裁判の場合、すでに明治三（一八七〇）年一二月、新律綱領が布告制定されている）の実情を理解するには、裁許状綴だけでは、その全体の裁判状況を知ることは困難であろう、つまり“一斑を見て全豹をトする”ような考察では、当時の裁判の実像をとらえきれないのではないかという懸念を——民事判決原本だけの裁判史料に依拠する研究を行う場合には——拭い切れないでいる。もとより民事判決原本が有益かつ貴重な研究資料であることを否定しているわけでは毛頭無いことをあらかじめお断りする必要があるが。筆者にとつては、これまで中国地方諸裁判所廻りの調査で得た細やかな経験から、明治初年代の民事裁判が実際にどのように行われていたのか、当時の民事裁判のいわば全体像を把握するには、他に見た数多くの民事裁判記録簿冊——思い付くままに民事々件簿・

勧解事件簿を初め、身代限掲示案・却下文書・民事裁判表・審理表・済口事件記録・聽訟日々表・訴訟事件明細表等――を含めて、現在鳥取・岡山・松江・山口・広島の各地方裁判所本庁並びに支部が保有現存している、これら明治期民事裁判史料、の調査検討が裁許状の調査検討と並んで、必要不可欠といつても言い過ぎではないと思われ、その意味で司法文化財とも評価できるこれら裁判史料の散逸廃棄を何としてでも阻止し、後世のためにも、早急に保存移管の方途を探る必要があると思われる。本稿は、最近まで裁判所の倉庫に眠っていた明治初年代の民事々件簿を中心に調査して得られた諸事実の一端を、不完全ではあるがまとめて、この時期の民事裁判がどのようなものであつたのか、を考える上で一史料を提供したいと思っている。もつともここで御理解を頂きたいのは、民事々件簿（当時各裁判役所ごとに多少その名稱が異つていたことは随所で触れた）の性質上、個々の事件の細部（事実の具体的な内容など）までは明らかに見えるわけではない。精々、どこのだれがだれを相手に、何年何月何日、なにに付いて訴えたか、訴えを受け付け、その事件の掛り役となつたのはだれか、その事件は何年何月何日どのように処理し、取り扱われたか（却下、願下、席前席後済口（和解）、裁許、断獄（刑事）廻し等）、といった点につき、一事件毎に簡潔にまとめているに過ぎない。ついでに付け加えておくならば、記載の様式自体が、たとえば以下で検討する広島県聽訟課における明治七・八年の訴状受取録（紙形は横15糸、縦25糸）の場合、明治七年九月当初、一用紙の半葉10件、一葉20件分、事件を記載していたが、同年十月四日（百十九号）以後二月末日まで半葉5件、一葉10件つまり前半の2件分を以後一件分に記載の幅を拡げ、取り扱いの態様（たとえば却下・願下等）、年月日記載の余白を残すようにしている。明治九年の訴状受取録ではさらに様式の改善が図られており、紙形は同一だが、一用紙半葉に4件、一葉8件分が記録されるようになつていていた。記載の仕方も上中下の各欄に分かれ、上欄は出訴月日、出訴受付番号と掛官名を朱書で記載、中欄は事件名、取り扱いの年月日とその態様も朱書で記載、下欄は原被

告の住所等氏名・代人又は代言人が付けばその氏名等を記載するといった順序で、記載の統一を図つたようである。いざれにせよ、本稿ではひとまず民事々件簿を通して、家事々件を抽出し、それらを整理・分析して、明治初年の家事裁判の取り扱いの実情を、事例として紹介して見たいと思つてゐる。

- (1) 筆者は先きに紺谷浩司広島大学法学部教授（現在西南学院大学法科大学院教授・広島大学名誉教授）を研究代表とする共同調査研究に参加し、広島高等裁判所管内の各地方裁判所が保管する、明治期における民事判決原本以外の民事裁判記録等諸簿冊（たとえばいわゆる民事々件簿など）が有する研究資料としての価値に注目し、現有所蔵調査を行つた。その後も実は調査を重ねており、その間僅かながら、調査の成果を、中間報告的に公けにしておいた。たとえば拙稿「明治初年代、府県裁判所異聞（一）—広島県裁判所を中心として」（修道法学第二二卷第一・二合併号・平成一二年三月一〇日発行五一頁以下）へ一以下に引用する場合、単に「異聞」と略する一、拙稿「明治前期、司法官任用制の一断面—明治一〇年広島裁判所の場合」（修道法学第一三卷第一号・平成一三年二月二八日発行二一九頁以下参照）一へ以下引用の場合、単に「一断面」と略する一。ほかに拙稿「明治初年、山口県聽訟課の民事裁判に関する一考察—『出産児差縛之訴』（小児引取等請求）裁判の取扱いを通して」（広島法学第二七卷第一号（平成一五年一月・25頁以下）参照。なおこれらは一九九七年度より三年間、二〇〇一年度より三年間にわたり、文部省、文部科学省の科学的研究費補助を受けた調査研究の成果であり、広島修道大学より筆者本人は一九九七年度單年度の研究補助を受けており、その成果の一部であることを付記しておく。併せて云うならば、少くとも明治前半期の民事裁判の実情を解明するには、民事々件簿等諸記録簿冊の史料的価値を評価すべきであろう。その保存を願う意図から裁判所の当該簿冊に関する所蔵調査を継続しており、昨一〇〇三年には、学内外の実務家を含む同好の士による研究会（明治期の法と裁判研究会）が発足している（修道法学第二六卷第一号に弁護士益田修氏が明治初年の公事師（代言人・後年の弁護士）の活動につき興味深い事例を報告された）。
- (2) 明治二八年、法理研究会出版「佛蘭西民法百年紀念論集」所収の井上正一講演「佛国民法ノ我国ニ及ボシタル影響」の中で、箕作麟祥のフランス民法翻訳書は「當時実ニ司法官ノ金科玉条」としたもの、「条理ノ宝典」であつたといわれ（同書六五頁）、さ

らにフランス民法を母法とする旧民法は明治二三年公布前の草案の時より、実際には条理として、裁判上応用されたとある（同書六八頁）

- (3) この点に付き拙稿「明治五（一八七二）年島根県の民事裁判小考」「訴訟事件銘細録」を通して（修道法学第9号第1号・昭和六一年一〇月刊・91頁以下）△以下引用の際、単に「小考」と略する。ただし、松江地裁本府所蔵の裁判文書の中に、浜田県当時（拙稿「明治四年浜田県の海浜境「論地裁許」についての法社会学的試論（一）」—（未完）—（修道法学十四卷二号参照）、すなわち明治四年至同八年の「訴訟審判録」（判決原本）に相当する裁判文書がある。なお最近、島根県立図書館から同館所蔵の資料である江戸時代後半（享保一六（一七三六）年）以降明治五年頃に及ぶ松江藩郡奉行所の民事裁判文書の目録上下巻が出版された（平成一三・同一四年）。筆者は同館勤務の内田文恵氏より同文書の所在につき御教示を得た上、目録を提供して頂くという光栄に浴した。同目録下巻には「収録事件年次順一覧」が作製されており、「簡略表題」・「年代」・「文書群番号」別に、出訴事件が整理されている。筆者はこれまでほとんど同文書に接することができなかつたが、明治元年から同五年まで元号が明記されている裁判文書は全43件を算えることができ、特に明治四年に限っても21件を算える。事件名も多様だが「銀談差縛れ一件」が目立っていた。家事々件に関しては、明治一（一八六九）年に家督相続差縛一件、明治四年に、離別につき荷物差返し歎願一件が見られるなど、明治元年以降明治四年廢藩置県前後、松江藩より松江県に至る諸事多端の時期における民事裁判の実情に迫るには、まことに好個の資料という他ないが、他日に検討を讓ることにしたい。
- (4) 拙稿・前掲「小考」100頁乃至111頁一覧表参照。

## 一、明治初年の家事々件をめぐる裁判状況

### (一) 緒言

明治維新、とりわけ明治四（一八七一）年七月の廢藩置県以後、明治国家が二権分立思想の採用を宣言したことと、司法省設置を初め、緩急の差はあれ、近代的司法制度が次第に整備されていったことについては多言を要しないであろう。

その中で当時の一般庶民間で生じた民事紛争とりわけ家事紛争（以下、家事々件といふことにする）に対し、国家はどうに對応し、それらをどのように取り扱つていたかを、当時の民事事件簿——「訴状受取録」という標題が簿冊の表紙に記載されている例が多い<sup>(5)</sup>。一の検討を通して、その内容を幾分かでも明らかにしようと思う。言う迄もなく現行法上では、家事事件という、夫婦・親子・兄弟などの間でおきた紛争に対しは、まずは通常裁判所における公開の法廷での裁判ではなく、家庭裁判所における調停・審判事件（家事審判法九条一項甲類・乙類所定の事項に関する）——非訟事件——として処理されることになる。そこで解決できなかつた事件については平成一五（二〇〇三）年七月一六日（法律第一〇九号）

公布の新たな人事訴訟法（全文四十四条附則一一条から成り、平成一六（二〇〇四）年四月一日より施行）の制定により、以後は従来普通裁判所たる地方裁判所が取り扱つていた離婚等の人事訴訟の第一審管轄を家庭裁判所に移管するなど、家事紛争に対する適正で簡便な手続きによる迅速・公正な処理、そのための管轄と運用の仕組における抜本的改正が行われたことは周知の通りである<sup>(6)</sup>。ところでそれでは現代から隔たることおよそ一二〇余年前の明治初年代、始動したばかりの近代的な裁判制度において、このような家事事件について、当時の司法はどうに對応していたのか。これについて、本稿では、現在も調査中である広島地方裁判所本庁所蔵の明治年間の民事々件簿等諸記録簿冊中、明治七年以降同九年までの「訴状受取録」の検討に基づき、当時の裁判所における家事々件の取扱いの実際を探つて見た。なおこの時期は、わが国裁判所制度史上の草創期である府県裁判所時代に照應するが、広島県を始め中國諸県には府県裁判所がなく、代わりに明治四年一一月制定の「県治条例」に基づき各県庁内に「聽訟課」という裁判事務課（当初は警察・行刑事務を含んだ）が置かれ、県長官（行政官）が同時に裁判長でもあつたことで、以下聽訟課に配属した県官職員が当然ながら行政職員であり、同時に民刑事等の実務を担当する司法職員もあつた。このいわば行政と司法との未分離現象は、明治維新とはい

いながら、それが政治的には王政復古の形で進行したこと、即ち天皇親政の旗印の下、古代太政官制が復活採用されたこと、したがつて往時の律令的法制・官職制等が復古的思想の再生により復活登場したことの証左であつたといえるであろう。いずれにせよ、この明治初年、廢藩置県実施直後の、日尚浅い時期、更にまた近代的裁判所制度が発足したばかりで、全国大多数の諸県には府県裁判所が設置されていなかつた時期の、地方における民事裁判、とくに当時の訴訟事件の大部分が貸金(米)訴訟事件など金銭等の貸借に絡む取引紛争の中で、家事々件が実際に訴訟事件として扱われていたのか、どのような種類の家事々件がどのように取り扱われていたのかなどの点を、民事々件簿の調査を通して明らかにした報告は、これまで筆者は寡聞にして未だ知り得ないでいる。このささやかな調査報告を通して、明治期以降の民事々件簿の史料的価値を見直す一契機となることを念願している。もつとも、この時期のこのような民事々件簿が今まで裁判所に廃棄されずに保管されていた、ということこそ、きわめて希有なでき事であるとは裁判所関係者のおよその共通認識とも言えそうである。現在まで中国諸県各地方裁判所本支庁における筆者らの民事々件簿所蔵調査でも、明治九年以降の民事々件簿がなお一貫して保管されているとは必ずしも言いがたい。調査の過程で、裁判所設置以前の県聴訟課（明治九年初頭から某一例えれば広島一県裁判所と公稱）時代における民刑事裁判関係の記録簿冊類が、県裁判所から裁判所へ引き渡されている例に接したが、それらの若干が現在、たとえば広島地方裁判所本庁などに散見されるに過ぎないとしても、それはむしろ僥倖な一事例と評されるべきかも知れない。しかしこれら裁判史料はわが国の裁判所制度、（民事）裁判制度等の近代化過程を明らかにする上で、黙過することのできない史的事実を証明してくれるという意味では、いわば司法文化財と評してよいほどの学問的研究価値のある裁判史料と考えられる。裁判所関係者におかれても少なくとも明治前期そして明治期を通じて全国各地方（高等）裁判所が保管する、民事判決原本に匹敵する貴重な内容を含む、各種民事裁判記録簿冊の保管そ

してできうれば、将来には最もそれらを学術研究に利用するに適切な場所に移管し、永久保存にしてほしいと願つてゐる。さて、明治初年代、家事々件が民事裁判上、実際にどのように取り扱われたか、当時の事件簿の検討を試みる事にするが、そのためにはどうしても看過しえない法令が見えるので、まず先きにそれらを紹介しておきたい。

## (二) 明治初年の家事関係法令

その場合、戸籍法が最初に挙げられるべきことは当然であろう。明治四（一八七一）年四月四日公布、同五年二月一日より臣民一般をその住所の地について登録する<sup>(8)</sup>、というものである。そのため各地方土地の便宜に従い、あらかじめその区画を定め、毎区内に戸長ならびに副を置いて、区内の戸数人員生死等身分上の変動を詳かに戸籍に記入すべく、届出・願出せしめることで臣民一般の身分関係の確立を図ることを企図したものである。戸籍に関するその後の内務省・司法省の指令が、明治初年の身分関係の確定に果した役割の重要性についてはすでに周知の事であり、本稿ではこれ以上立ち入ることはできない。その他としては、たとえば離婚法制について、近世法上、庶民の間では夫が妻に離縁状を交付するだけで婚姻は解消した（夫の専権離婚）。妻からは例外的な場合にのみ夫への離婚請求が認められていたとされる。<sup>(9)</sup>

しかし、明治六（一八七三）年五月一五日太政官布告第六十二号（法令全書明治六年ノ1、一一〇九頁）において「夫婦ノ際已ムヲ得サルノ事故アリテ其婦離縁ヲ請フト雖トモ夫之ヲ肯ンセス。之ガタメ數年ノ久ヲ経テ終ニ嫁期ヲ失ヒ人民自由ノ権理<sup>(ママ)</sup>ヲ妨害スルモノ不少候。自今右様ノ事件於有之ハ婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添、直ニ裁判所ヘ訴出不苦候事」として、妻だけではなく、その父兄あるいは親戚の者の附添を要件としているが、妻に裁判所へ離婚を訴えることを認めたことはまさに画期的ともいえよう。問題は布告文言中の「已ムヲ得サルノ事故」とは何かにつき、夫の二年以上の行方不

明や夫が懲役一年以上の処刑、夫戸主放蕩などの場合、妻は父兄あるいは親戚の内附添いを以て訴え得ることができる。<sup>(10)</sup>または婦の請願により、親族協議の上尊属の長より訴えることができた。<sup>(11)</sup>ところで、裁判離婚については、実は同六（一八七三）年七月一七日太政官布告第二四七号の訴答文例（法令全書明治六年ノ1・二三一〇頁以下参照）の中にも見いだされる。訴答文例はその後明治二四（一八九一）年一月一日旧民事訴訟法施行まで存続した太政官布告等のうちで最も大部かつ長命であつた法令<sup>(12)</sup>といわれている。その立法趣旨は廢藩置県により全国の民事裁判権を掌握した明治政府が、民事訴訟手続の発端をなす訴状、答弁書の作成方式とこれに関連する事項を定めて、全国の民事裁判手続統一の端緒にせんとした点に主眼があると説かれている。また福島正夫教授は、訴答文例には、実体法的にも重要な事項が含まれており、とくに一八種類以上の訴名を包括している点で、それは一般に民事の請求権を訴権の形式によつて定型化したものと評価されている。<sup>(13)</sup>また小野木常教授は訴答文例中の第一巻第四章訴状の書式に付いては、貸附米金等淹滯之訴状<sup>(14)</sup>（第七条）以下が再別され、「書式に拘束せられる点に於ては極めて形式的でありながら、他面に極めて具体的であつた」と注意すべきことを主張している。<sup>(15)</sup>筆者が訴答文例に注目するのは、とくに第一巻「原告人ノ訴状」中、第四章「訴状ノ書式」の類型であり、第七条以下第二十条迄に具体的な訴名が一四種類挙げられていること、その中にしかも家事々件に関する第一五条「夫妻離別ノ訴状」、第一六条「養子女ヲ離別スル訴状」、第一七条「家督相続ノ訴状」、の三種が含まれていることである。以下参考までに前記三種の訴状を全文引用する（条文中の句読点および当用漢字等は筆者が読みやすいように改めた）。

## 第一五条 夫妻離別ノ訴状

「夫妻離別ノ訴状モ住所氏名ノ次ニ夫妻ノ氏名生年及ビ婚姻ノ年月日ヲ標記シ、次ニ其戸長役場ヘ届置キタル戸籍人別ヲ

写載シ、次ニ離婚ヲ為ス可キ原由ヲ書ス可シ。

原告人夫ナレハ其父母若シ父母在ラサレハ祖父母、祖父母在ラサレハ尊族ノ親、尊族ノ親在ラサレハ同等ノ親、同等ノ親在ラサレハ卑族ノ親、卑族ノ親在ラサルハ近隣又ハ朋友ノ内一人以上ノ奥書連印ヲ為ス可シ（附録第六号ヲ見合ス可シ）。

第六号書式参照）。

原告人妻ナルモ前条ニ照シテ其父母親族等ヨリ訴フ可シ。若シ事危急ニ出テ親族等ニ告ルニ暇ナキ時ハ自ラ訴フ事ヲ得可シ」と定める。

第六号		住所		身分	
妻離別ノ訴状		原告人	住所	身分	氏名
夫 氏名	當何才	被告人	住所	身分	氏名
妻 氏名	年月日娶				
其御役所ニ差出置候年月日ノ戸籍人別帳ノ写左ノ如シ					
人別帳云々					
右原告人氏名申上候云々					
年月日		代書人	住所	身分	氏名
					名印
前書申上候処相違無御坐候					
年月日					
某					
御裁判所（法令全書明治六年の二〇。三三九頁）					

なお訴答文例以後、訴状および答(弁)書については書式ばかりか、用紙まで法定されており、法定の用紙一（訴訟の種類または訴訟物の価額に応じて色および価格を異にしていた<sup>(16)</sup>）一を用いない書面は裁判官これを受理すべきではなかつた（訴訟用罫紙規則第五条）。つぎに訴答文例は養子女を離別する訴状（第一六条）および家督相続の訴状（第一七条）につき定めているので、以下順次これらの訴状についてもここに載せることにする（以下の文章中句読点、当用漢字等に改めた点は第一五条と同じく筆者の手に成る）。

#### 第一六条 養子女ヲ離別スル訴状（法全明六一一・三三二五頁）

「養子女ヲ離別スルノ訴状モ住所氏名ノ次ニ、養父母及ヒ養子女ノ生年ト其養子女トナシタル年月日ヲ標記シ、次ニ原被双方ノ戸籍人別ヲ写載シ、次ニ離別ス可キ原由ヲ書シ、原告人親族在ラザレバ近隣又ハ朋友ノ内一人以上ノ奥書連印ヲ為ス可シ。本生父母（実父母の意・筆者）ヨリ養子女ヲ取戻サントスルノ訴状モ本条ニ照ス可シ。若シ本生父母在ラザレバ其親族ヨリ訴ルコトヲ得ベシ。養子女ヨリ養父母ヲ相手取りテ自ラ離別ヲ請フノ訴ヲ為スコトヲ得ズ」<sup>(17)</sup>とされている。つづいて家督相続の訴状眺めて見よう。

#### 第十七条 家督相続ノ訴状（法令全書明治六年ノ1・三三二六頁）

家督相続ヲ争フ訴状モ住所氏名ノ次ニ、亡父母ハ死亡ノ年月日、生父母ハ其生年ト原被告人生年トヲ標記シ、次ニ其原被双方ノ戸籍人別ト譲状遺状等ノ證書アレバ其全文ヲ写載シ、次ニ自己相続ス可キ条理ト被告人相続ス可キ条理ナキコトヲ書ス可シ、附録第六号（妻離別ノ訴状參看）、と定めている。江戸期の近世相続法に立入ること迄は差し控えるが「家督相続」とは、昭和一二二年法律第二二二号による、第四編親族・第五編相続の全面改正まで、相続の基本形態であり、家の戸主の死亡又は隠居その他による戸主権喪失に基づき、通常長男子たる一名の家督相続人が、戸主であつた被相続人の

法上の地位を承継する身分相続（末川博編・法学辞典・有斐閣・昭和二六年発行・111頁家督相続の項参）<sup>(18)</sup>、とされている。

明治初年における家督相続開始の原因是、戸主の死亡の外に隠居・入夫婚姻・戸主の失踪・除族（士族の場合のみ）・廃戸主、養子戸主の離縁・戸主たる入夫の離婚等、当時戸主の死亡以外多様な原因による生前の家督相続が行われていた結果<sup>(19)</sup>、後掲家事々件一覧表が示す様に、家督相続紛争が最も多くを占めている。なお、瀧川教授に依れば、訴答文例の最も重要な特徴は、訴状に基本となる書証全文の写載を要求している点、たとえば先きに触れた夫妻離別の訴状（一五条）、養子女を離別する訴状（一六条）では、「戸籍人別」、そして家督相続の訴状（一七条）では「戸籍人別ト譲状遺状等ノ証書アレバ其全文」を必要とする、と定めている点、それを被告の答書にも要求していることから、当時の訴訟が書面中心主義であったと注目すべき指摘をされている。<sup>(20)</sup>ところで、前記三種の訴訟類型のうち、養子女を離別する訴状について一言すると、当時、養子縁組の解消は離縁によるのみであり、そして離縁の方法には協議離縁と裁判離縁とがあつたとされる。問題となるのは、戸主たる養子を養父母が、たとえば養子の病気・放蕩など、家政行届きかねるような事情で離縁を求めて、養子（側）が承諾しない場合など、離縁の原因をめぐって生じていたようである。<sup>(21)</sup>以上、明治六（一八九三）年七月に制定された訴答文例は、財産取引等に関する訴状全13種（第七条乃至第十九条）および同附録に7種（号数で表わす）の訴状の書式を添えているが、その中に前述した3種の家事々件の訴状（夫妻離別・養子離別・家督相続に関する訴状）とその書式（夫妻離別の訴状に関する書式が他の2訴状の書式にとり標準モデル）が含まれている。これら3種の家事々件の訴状が選定された理由は、推測の域を超えるものではないが、離婚については、近世法と異なり、明治維新以降、欧米法制の影響に依り夫のみによる専権单意離婚という旧習に対する見直しから、例外的にせよ、妻に裁判上の離婚請求権を認める方針に転換したことを見出す意味があると思われる。養子女を離別する訴および家督相続の訴は、近世法上、

比較的よく見られた訴訟類型であつたことと、<sup>(22)</sup> 当時も養子縁組が一家のためのあるいは親のための養子縁組であつたことは否定しがたいとしても—盛んに行われていたこと等、家督相続紛争も養子縁組（いわゆる聾養子が多く行われていた）と連動する形で多く生じていたと推測できるところから、財産上の訴訟類型の中に身分上の訴訟類型が当時すでに一つの位置を占めていたと見てもそれほど奇異ではないのかも知れない。多少問題になると思われるのは、これら3種の家事々件の訴訟類型が、限定的か、それとも単に家事々件訴訟の代表的存在で例示に過ぎないのか、という点である。しかし後に見る家事々件の一覧表で明らかのように、他に養育料（米）、扶持米訴訟、戸籍改訂訴訟などの例が挙げられ、また少し後年になるが、隠居料催促の訴が見られるところから考えても、訴答文例における家事々件訴訟類型を限定的に解する必要はないと思われる。つぎに節目を改めて、広島県聽訟課時代（明治七年以降同九年）の民事々件簿「訴状受取録」を紹介し、その内容の検討を通して、当時の家事裁判がいかなるものであつたか、その実情の一端を探ることにする。

(5) 筆者らが共同調査中の広島・山口各地方裁判所本庁および支部に在る民事々件簿は、いずれも「訴状受（請）取録」の表題となつてゐる。

(6) 我妻栄・有泉亨・遠藤浩著・民法3・親族法・相続法・一〇〇三年十一月刊・勁草書房・一二五頁以下参照

(7) 筆者らは現在島根県庁が所蔵する明治九年の裁判事務引渡し文書—正確には同年、松江裁判所から島根県庁へ裁判事務引継（受取）文書を調査したことがあつた。その内容の概略、とくに民事裁判事務関係の文書に焦点を絞ったため刑事関係は省略せざるを得なかつたが、府県裁判所時代の名残りを留めており、受取りの名宛人が「島根県元裁判所・七等判事星野輝賢」となつた文書からなつてゐる。後日、筆者らは本資料を紹介する機会を得た（林屋礼一・石井紫郎・青山善充編「明治前期の法と裁判」（一〇〇三年刊・信山社）所収—糸谷浩司教授と筆者との共同紹介三八七頁以下）。

(8) 石井良助「明治文化史・第二巻・法制編」（昭和一十九年発行 洋々社刊）六〇二頁以下参照。

(9) 石井・前掲六一二頁

(10)

石井・前掲六一二三頁

(11)

「明治八年 法例彙纂 史官編纂」所収

明治七年一〇月廿八日新潟県伺に対する同年一一月一四日司法省指令・399丁参照。新潟県伺は以下のような事案であった。夫婦のうち、婦はその家に生まれ、夫は他家より来た者であるが、「夫放蕩ニシテ家事ヲ顧ミズ、親属數々教誨スト雖モ敢テ從ワズ。殊ニ家産ヲ破ルニ至ル。此ニ於テ止ムヲ得ズ、婦ノ情願ニヨリ尊属ノ親ヨリ離縁ヲ訴ルトキハ事実ヲ審証シ、相違ナキニ於テハ其夫戸主タリト雖モ離別セシメ、実家へ差戻ス迄ノ裁判致シ然ル可キ哉」というもので、司法省からは「親族協議ノ上、尊属ノ親ヨリ離縁ヲ訴ル時ハ其事情取糺シ、相違ナキニ於テハ伺ノ通」という指令を出している（読み易いように句読点・濁点を付け、当用漢字に改めた—筆者—）

(12)

瀧川叡一「日本裁判制度史論考」平成三（一九九二）年、信山社発行二六頁。

(13)

瀧川・前掲二八頁

(14)

福島正夫「日本資本主義の発達と私法」一九八八年発行・東大出版会刊・三八頁

(15)

小野木常「明治期の民事訴訟(三)」法学論叢四九巻四号四五一頁

(16)

小野木・前掲論文四四七頁以下では訴答等の表紙書式等は訴答文例に依るべき他・明治八（一八七五）年十二月二〇日太政官第一百九十六号布告「訴訟用罫紙規則（法令全書明治八年47頁）によれば、原被告人共裁判官に差出す訴答及び證書の写等一切の書面は法定の罫紙を用いるべきことなど、法定の罫紙を使用しなかつた訴答書等については訴を受理すべきではないとされた（同規則五条）。その他同規則九条では、訴訟用罫紙は一枚十六行一行十五時詰とされ、また訴訟の種類もしくは訴訟物の価格に応じて罫色及び価格を異にし、例えば人事の訴（家督相続夫妻離別養子出入等の訴）の場合、青色罫紙定価一枚一錢六厘等であつた（小野木・四二八頁）。

(17)

小早川教授の研究によれば、わが国近世社会は封建的身分社会であつたゆえに、上下服属依存の縦の関係——身分的差等——により段階づけられていたこと（小早川・前掲六一六頁）、すなわち、各身分に応じて適用さるべき法、法適用の手続、効果を異にしていたとされる。そして近世封建社会のそもそもその思想的根底をなすものは儒教思想であったことから、これが封建社会と家族制度の維持存続に多大の寄与をなしていたこと、すなわち儒教思想は、たとえば親子間の訴訟において、子として親を訴える

明治初年、広島県聴訟課の家事裁判（加藤）

ことは孝に反する行為——不孝——（同様に主従間の訴訟で家臣として主人を訴えることは忠に反する行為——不忠——）であり、儒教的道德に反する行為——孝道背反の非倫行為として近世法の觀念上、特別の取扱い——たとえば不孝の罪は流罪とされる如きであつた（小早川・前掲六二三頁）。父母のみでなく、養父母、伯叔父母および一般に目上の者を相手にする訴は、身分的に下の者のなすべき行為ではなく、一般に目下の者は、裁判上不利な地位に甘んずるほかなかつたとされる（小早川・前掲六二三頁）。この事はまた近世法上、夫婦間の離婚訴訟においても、原則として妻に訴權を認めず、夫のみが妻を離婚する自由を留保していたこと、これは「近世法が家族生活の夫婦間に於ける上下依存の關係の身分的差等の實態を法条の上にそのまま認用したもの」（小早川・前掲六四一頁）と解されることによる。したがつて妻が夫に離婚を請求するような行為は婦道に反するものであつた。上述の儒教的倫理思想の系譜の延長線上に連なるものとして訴答文例十六条末文は「養子女ヨリ養父母ヲ相手取り自ラ離別ヲ請（フ）ノ訴」を禁止している点で、訴答文例十五条が、妻に対して、制限的であつても離婚請求権を認めながら、なお親子間の訴訟では養子から養父母を相手に離縁を求める訴を認めることまでは、当時の漢学の素養ある起草者たち（王乃世履權大判事、西成度権中判事とされる瀧川・前掲三〇頁参照▽）にとつて考えの及ばぬどころであつたのであらうか。当時の法律家の思想の一端に触れるようで興味深いものがある。

(18) 石井・前掲六二七頁参照

(19) (20)

石井・前掲六二七頁、なお家督相続の効果——被相続人が戸主として有した身分上財産上の法的地位が新戸主に承継される——のうち、財産權の移転に関して、とくに生存者の相続の場合、いつ財産權が移転したかの問題などが指摘されている（石井・前掲六三二頁）

(21) (22)

石井・前掲四九頁  
瀧川・前掲六二〇頁  
司法省秘書課「裁許留」（司法資料別冊第十九号・昭和一八年一二月（刊）を見ると、たとえば江戸時代である享保一四（一七二九）年——「四四・武州忍田村二儀左衛門・相手相州谷口村源兵衛・聟養子出入」（前掲史料九六頁）、同年代「五七、武州山田村治兵衛・相手同国熊谷町半右衛門、跡式出入」（前掲資料一二一頁）、その他寛政八（一七九六）年にも「一二五、神田佐久間町四丁目殘地家主平八母ます、相手武州与野町和右門外堀人、離縁出入」（前掲資料四〇九頁）、同年「一二六、新羽村善平

衛・相手同村金次郎外七人、相続人出入」（前掲資料四一〇頁）のほか、文政一二（一八二九）年「一四〇 中之郷竹町・喜右衛門店・善右衛門より、通油町家主・八右衛門之掛、跡式相続出入（家督出入）」（前掲資料四六七頁）などが散見された。

## 一、明治初年、広島県聽訟課における家事裁判の取扱い——「訴状受取録」の検討を通して——

### (一) 緒言

以下では、明治初年、裁判所未設の諸県——例えば当面広島県——における民事裁判の実情がどのようなものであつたかを明らかにするため、当時そこで民事々件を具体的に記録し、取扱つていた民事々件簿、当時の「訴状受取録」につき、その調査検討を通して、その一端を明らかにしようと思つてはいる。ただその際、調査対象たる民事々件簿が判決原本と異なる性質上、各出訴事件毎の一見の顛末（出訴年月日・受付番号・事件名・掛官名・原被告住所氏名（代人住所氏名）・事件処理年月日・処理態様へ却下・願下・席前（後）済口・裁許等）が簡潔に記録されているに過ぎない。そのため事件の詳細な経緯等については知る由もない。しかしたとえば「裁許」（判決言渡）事件の場合、訴状受取録と判決原本との照合により、出訴年月日から裁許年月日の期間等が明確に成り、当時の審理の実情が明らかになるであろうし、更に「却下」事件の場合も、当時多くの事件が却下されていたことが<sup>23)</sup>、「訴状受取録」を通しても見えてくるが、それとはまた、別の記録簿、たとえば「却下文書」（広島地方裁判所には明治一〇年、同一二年の「却下文書」と題された薄冊の現存が筆者らの共同調査の際に確認された）等との照合により、当時どのような事由で事件が却下されたのか、といった当時の裁判実務の様子も窺うことができよう。いずれにせよ、明治初年代、近代的司法制度草創の時期にあっても、民刑事裁判は通常通り行われていたのであつた。もつとも当時だれがどのように民刑事裁判を取り扱つていたか、どのような手続

き・順序で民事事件がどの様に取り扱われていたか、などについては、現在漸く先学によつて多少とも明らかにされてき  
ているが、未だ充分とはいえない。筆者らは数年前から中国諸県の各地方裁判所が所蔵する明治前半期に重点を置いた、  
民事判決原本以外の、民事々件簿を中心とする各種民事裁判記録等史料の現状調査に着手し、現在も続いている。その間  
各所で接した民事裁判史料——とくにわが国裁判所制度創設期たる明治五年から同九年代の府県裁判所時代、裁判所未設の、  
当時全国大多数の県に置かれた聽訟課における民事裁判史料——（広島・山口・島根等各県聽訟課における民事々件簿〔「訴  
状受取録」・「訴訟明細録（表）」または「聽訟表」その他〕）は、更に各方面からの今後一層の分析や検討を重ねること  
により、裁判所制度または民刑事裁判史研究上の穴を補うことになるのではないか、と思われる。このたびの調査では判  
決原本以外に多くの裁判史料が在り、それがまた、いつ廃棄されるか判らない状況下にある、ということも確認しえたこ  
とになる。そこで以下では、これら民事々件簿類の調査検討を通じて、明治初年代、裁判所未設の広島県で、どのような  
民事事件の取り扱いがなされていたか、当時の民事裁判の実情の一端を窺うことを初めて試みることにした。ただし民事々  
件簿の性質上、大量の事件数を整理分類するなどの手作業に終始しなければならなかつた。そこで今回は、事件簿の取扱  
いにつき、家事々件類のみを事件簿から抽出して、これに検討を加えることで、明治初年代の民事裁判実情の一端を探る  
ことにした。明治初年当時、民事々件中、最も多いものは、やはり貸金、貸米等であり、土地所有等に関わる村落団体間  
ないし個人間の紛争事件がそれに続くと思われるが、これらの点は、後考にゆずることにしたい。初めての試みでもあり、  
分析手法等に問題がないではないと思われるが、それらについては御批判・御叱正を仰ぐことにしたい。

## (二) 「訴状受取録」について

ところで訴状受取録は、具体的にはおよそ以下のような内容の事項を、順次簡潔に記載している。①何年何月日第何号事件で出訴したか、②だれがだれを相手に訴えたか、③どのような事件か（訴名又は事件名）④掛け合はだれか、⑤結局、その事件はどのように取り扱われ処理されたか（却下・願下げ、席前（後）済口・裁許・身代限・断獄回し等<sup>24)</sup>、ほかにたとえば貸金催促事件では金額そのほか審理期間などが記載されている。つまり民事々件簿は、各事件ごとにについての簡単な“終始決算報告書”の様なものである。したがつて各事件の具体的で詳細な内容は判らないが、各事件についての大方の経緯は把握できよう。なお明治初年当時各县の民事々件簿にほぼ共通している点は、記載事項中、①の中で出訴の一連番号、④の掛け合名、⑤の取扱いなしは処理の態様、結局区分（却下・願下・席前済口・席後済口・裁許・断獄回し・身代限・未済）とその年月日、については、通常朱書きが施されている、という点である。以下では、取りあえず実験的に、広島県聽訟課における明治七（一八七四）年から同九（一八七六）年の「訴状受取録」の調査を通して、当時、民事々件がどれ位あつたのか、どのように取り扱われていたか等を探ることにする（広島地方裁判所々藏の前期簿冊の表紙は、後年に再編綴されたものと思われる。なぜならばその左下部の「裁判所名」は「広島地方裁判所民事部」とあるからである。周知の様に某地方裁判所の公稱は明治二三（一八九〇）年二月一〇日施行の裁判所構成法に基づくものであるから、この時期以後に整理されたと推測することが許されるのではないか。廢棄を免れたのは、おそらく「保存終期」が「明治永久年」とされていたからであろうか（表紙(A)(B)(C)として本稿末尾に紹介）。

実は明治七年以降同九年の広島県聽訟課における「訴状受取録」の紹介はさきに筆者が行なつていたので、<sup>25)</sup>ここではひとまず本稿で必要な範囲内において、当時の訴訟件数などを摘記しておこう。なお明治五・六年の「訴状受取録」は現在

なおその存在を確認しえないのである。まず明治七年以降同九年迄の各年次別訴訟件総数を前記各「訴状受取録」により、確認しておこう（以下単に「録」と略称する）。

○明治七年「録」の収録月日は九月以降一二月末日迄で、全五一三件。但し明治七・八年合綴の「録」においては前半の明治七年一月以降八月中の事件記録が欠落している。筆者の推計では、その時期の出訴事件数はおよそ五八〇件以上となるから、それらを合算するならば明治七年一月以降一二月中でほぼ一一〇件以上の出訴事件があつた、といえる。もつとも本稿では明治七年九月以降一二月末日迄の出訴事件（五二三件）のみを、明治七年分として調査した。

○明治八年分。前記合綴「録」の出訴番号のみを単純に眺めるならば、一月四日は（第壹号）から始まり、一二月二八日（第二六一五号）の出訴番号で終つてゐる。したがつて明治八年の出訴件数総計は二六一五件となるわけであるが、調査の結果、実際に編綴されていたのは以下のごとくであり、記載に欠落があつた。まず明治八年一月四日（第壹号）から七月三一日（第一一二八号）までは出訴番号が連續して編綴されていたのはなぜかは不明ながら一月二一日（第一九三一号）からであり、一二月二八日（第二六一五号）まで連續してゐる。つまり八月初日から一〇月末日迄の三ヶ月間、出訴番号を推測すると第一一二九号から第一九三〇号分の総計八〇一件分の記載が欠落してゐた。明治七年の場合と同様、明治八年の「録」中で今回発見されたこの欠落の理由を推定するのは困難であるが、それでも一つだけ考えられる事情は、明治九年一二月二十五日、当時のいわば町域内に位置したと考えられる元安国寺、現在の国泰寺に“間借り”していた県庁舎が失火で全焼した、という記録があり、その際焼失した文書類の中にこれら民（刑）事裁判関係の記録等が含まれていた可能性があるということであろうか。したがつて筆者が調査の対象とした明治八年の民事々件の実数は一月四日から七月三一日の一一二八件と、一月二一日（第一九三一号）から一二月二八日（第二六一五号）

の六八四件とを合計した一八一二件である。結局、明治八年の場合、総件数二六一五件から一八一二件を差し引いた八〇三件が調査不能の件数ということになる。

◎明治九年。この年、民事々件数が比躍的に増加したことが注目される。その結果「録」も2分冊に編綴され、第一分冊（民第六号ノ二）は一月四日（第壹号）から六月二三日（第一九七六号）迄と第二分冊は六月二十四日（第一九七七号）から十二月二八日（第三八〇六号）迄とに分割されている。したがつて、明治九年は総計三八〇六件を算える事件数であった。したがつて明治七年は実数五二三件、明治八年は実数一八一二件、明治九年は三八〇六件、通計六一四一件につき、当時の家事々件の取扱い状況を調査し検討を試みることにする。なお本稿ではなぜ家事々件を探り上げたのか、という理由についていささか触れておきたい。現行法では、家事々件は、まず最初、訴訟事件としてではなく調停（もしくは審判）事件として家庭裁判所に調停を申し立てなければならないとされている（家事審判法一八条）。いわば家庭内の紛争は当事者の話し合いにできる限り委ねる、話し合いが困難若しくは実現不可能に近いような場合であつても、家庭裁判所という公の場の提供を受けて、第三者の助言提案を交えながら、しかし当事者の話し合いによる解決を以て良しとする。わが国近世法においても、民事の紛争はおよそます当事者間での話し合いによる解決を以て良しとする。まして家事々件、といふ、取扱（内済）を重視し、これを奨励するという、取扱いの伝統があつたことは周知の事実である。まして家事々件、といふ、に、明治期に入つて以降、それらが訴訟事件として、私的な内輪のもめ事を、公の場にまで登場させることがあつたのか、あつたとしてどのような事件が多かつたのか、それらはどのように取り扱われたのかなどが、民事々件簿を通せば見えるのではないか、と思われ、今回の調査を思い至つたものである。殊に、先きに触れたように、明治六（一八七三）年七月

十七日太政官布告第一四七号の訴答文例中、夫妻離別の訴状（十五条）、養子女ヲ離別スル訴状（十六条）、家督相続ノ訴状（十七条）、という3種の家事関係に関する訴状とその書式が、財産関係の訴状とその書式の中に見られたことから、当時、婚姻・離婚や養子縁組・家督相続（総領の男子家督相続）に関して断片的で僅かな単行法令しか定められていないかった時期だけに、実際の民事々件中に、果してどのくらい、それら3種の家事々件の訴えがあつたのか、財産関係の訴訟とは異なる取扱いを受けていたのか、他にどのような家事々件があり、どのように取扱われていたのかなどに興味が寄せられる。以下とりあえず、明治七年以降同九年に掛けて、広島県聽訟課に出訴された家事々件を、まず、各年の「訴状受取録」から抽出し、整理した上で、多少の検討を加え、この時期の家事裁判にどのような特徴が見られるのか等眺めて見たいと思う。

### (三) 「訴状受取録」における家事裁判の検討

広島県聽訟課が「訴状受取録」に記録した、明治七年分の民事事件は、先きに触れたように、現在、明治八年の前半部分の同旨の記録との合綴簿冊として残っているに過ぎない。明治七年九月一日の第一号事件から記録が始まり、同年一二月二八日の第五二三(号)事件の記録で終っているから、その実数五二三件を対象に、そこに家事々件が見られるか、どのような家事々件が、どのように取り扱われて、処理解決されているか、原被告の住所等地域性はどうか、掛官はだれかなどをつき之等を検討するため、まず家事々件の抽出調査を始め、その結果、明治七年（九月至一二月迄）には十四件を抽出することができた。以下にはそれらを年月日順に並べ整理番号を付けるなどして、事件毎の概要を一覧表で示して見た。次ぎの如くである。表中の整理番号は各事件を識別する意味と各年次の家事々件数を一連番号で表わすための便宜上の意

味から付けておいた。表中の出訴年月日および出訴番号は、原簿では漢数字で記載されているが、便宜上算用数字に改めた。出訴年月日の記載は、例えば、原簿では“九月七日”との記載であるが、9／7の様に記載した。また表中の結局年月日は、例えば九月一〇日却下の場合、9／10却下とするなど、事件の取扱いなし処理の仕方（態様）を記載した。その他の事件当事者たる原被告の住所氏名等については、表中の右側は原告（甲）、被告は（乙）と記載し、女性の場合は甲女などと記載するほか、番地や氏名は省略した。但し原被告に付いた代理人（弁護士の前身、明治九年二月以前は無資格自由任用の無免許代理人、しかしその中には後年免許代理人として活躍した人がいる）が登場している。明治前半の時代における代理人史研究は未だ緒に付いたばかりであり、参考までに備考欄に代理人の実名を記載しておいた。<sup>(27)</sup>最後に掛官名であるが、この点、別稿で明治八・九年に広島県聽訟課に配置されていた判任官クラスの職員中、明治一〇年に、司法省へ転任、司法官となつた人物の官歴等を紹介しておいた。以上明治七年分は△M7▽の表示で一覧表を掲げ、同八年・九年についても、七年と同様△M8▽、△M9▽の表示で識別し、順次年代順に掲示して、大方の便宜を図ることにした。

(A) (M7) 表

広島地方裁判所所蔵 明治七（一八七四）年「訴状受取録」帳簿進行番号（民第六号ノ一）、所収  
(M7) 家事事件抽出調査一覧表 明治七（一八七四）年九月至一二月分

① 番号	整理 番号	出訴 月日	出訴 番号	結局 年月日	訴名（事件名）	原被 告住 所			掛官 氏名	備 考
						性	別	等		
9 / 7	(明 7)	13		9 / 10 下	妻離別之訴	一大区七小区西地方町甲 一大区六小区水主町乙	渡辺			

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	番號 整理
								月日 出訴
11 29	11 25	11 13	11 8	10 18	10 18	10 13	9 13	番號 出訴
415	390	340	324	177	176	159	29	年月日 結局
済 12 口 28	席後済 1 口 29 明 8	願 1 下 12 明 8	却 11 下 22	席後済 12 口 20	願 1 下 12 明 8	却 10 下 14	却 9 下 18	訴名 (事件名)
家督出入之訴	家督出入之訴	家督出入之訴	養子取戻之訴	内輪不熟之訴	養子取戻之訴	内輪不熟出入	内輪不熟出入	性 原被告住所等
同区六小区中島本町 (代言人) 某	一大区広島七小区十日市町甲 (代言人) 某	一大区高田郡戸島村甲 (代言人) 某	六大区高田郡戸島村甲 同区壹小区下小原村 乙	二大区沼田郡中調子村甲、 (代言人) 某	一大区広島広瀬町甲 同区 天満町 乙	五大区高田郡下小原村甲 (代言人) 青谷	九大区賀茂郡七小区甲女外一名 五大区豊田郡舟木村 乙	原被告住所等
松野	村上	澤	松野	村上	渡辺	山田	渡辺	氏(名)掛官
馬渡俊猷 (代言人)	(代言人) 桑原千次郎	(代言人) 原田東三郎						備考

番号	整理	出訴月日	原被告別	被告住所等	性別	掛官氏(名)	備考
⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑯	⑰	⑱
12 /24	12 /23	12 /23	12 /20	12 /13	出訴	出訴	
502	491	489	447	449	番号出訴	番号出訴	
席後済 6 /22 明 8	未済	却 12 /下 25	却 12 /下 22	却 12 /下 14	離別出入之訴 離別出入之訴	離別出入之訴 離別出入之訴	離別出入之訴 離別出入之訴
内輪不熟出入	家督出入	離別出入之訴	離別出入之訴	同区向島東村乙女	同区向島西村甲 (代言人)某	同区向島東村乙女	同区向島西村甲 (代言人)某
四大区十一小区地御前村甲 同大区四小区上平良村乙	三大区安芸郡蒲刈島甲 八大区賀茂郡熊野跡村乙	二大区沼田郡阿戸村甲 同村乙	二大区沼田郡阿戸村甲 同村乙	矢矧	⑩事件の当事者(代言人)⑩に同じ	村上	小林藤三郎 (代言人)
一色	松野	渡辺	渡辺				

上掲(A) (M7) 表の家事々件数は14件。既述の通り、明治七年分については（一月以降八月中迄の事件簿が所在不明のため）、九月一日以降一一月一八日迄の民事々件総数523件を算えるが、事件総数から占める家事々件数の割合はきわめて低い。もつともその割合の低さは後掲(B) (M8) 表、(C) (M9) 表においてもそれほど変わらない。この時期を通じて後年に至る迄圧倒的に多いのは貸金(米穀)訴訟事件であろう。後に(C) (M9) 表の検討の際、参考資料として同九年前半の民事々件数中に占める貸金・預け金事件の割合を示すことにしよう。さて(A) (M7) 表を14件の種類別で見ると、まず、(妻)

離別事件は4件（整理番号①⑩⑪⑫事件）、ただし多少問題なのは単に「離別」事件とのみ記載している場合と、「妻離別」事件と記載している場合（整理番号①）とで意味が異なるのか、というような点であるが、掛官に依り記載の仕方に精粗の差があるのかも知れない。おそらく夫より離婚を請求した事件と推測できるのではないか。以下では先きに見た訴答文例中の家事事件の3訴状（ⓐ夫妻離別訴状、ⓑ養子女離別訴状、ⓒ家督相続訴状）に照準し、つぎに（M7）表においてⓑ養子女離別事件はどうか。実は訴答文例中、当該訴状につき「本生父母（実父母の意か—筆者）ヨリ養子女ヲ取戻サントスルノ訴状モ本条ニ照ス可シ。若シ本生父母在ラザレバ其親族ヨリ訴フル事ヲ得ベシ」と定めている。従つて（M7）表中には、養子女取戻し事件が2件（整理番号③⑤）見えるが、養子女離別事件と表裏の関係にあるとも考えられ、養子女離別事件中に包含されている。（M7）表で最も多いのがⓒ家督相続関係の訴状事件で5件（整理番号⑥⑦⑧⑨⑯）を算える。その外、訴答文例には現れなかつた内輪不熟出入という訴訟事件が3件（整理番号②④⑯）、見られた。<sup>(28)</sup>（M7）表で注目すべきは、この年代では処理の仕方ないし態様中、却下7件、済口（席後を含む）4件（整理番号⑤⑧⑨⑯）、願下2件（整理番号④⑦）、未済1件（整理番号⑯）である。却下が最も多かつたのは離別事件で、4件全部却下となつてゐる。そして（M7）表14件中、「裁許」（判決言渡し）が一件も見えない、という点は指摘しておくべきであろう。別の機会に、各年次別の事件の種類等と関連させて処理態様別の件数調査結果を紹介したいと思つてゐる。なお当時の運輸交通事情は、現在のそれとは比較にならぬほど不便であるが（M7）表では、現在の広島市域に居住して いたと推測できるような当事者間（たとえば整理番号①⑤⑧⑨⑯）であれば、当時の広島県庁への出訴も比較的容易であつたと云えようが、遠方に居住している当事者間（たとえば整理番号⑩⑪⑯）の場合、訴訟のため再三、裁判役所へ出かけなければならなかつた筈であり、そのような人々の便宜を図るため、役所の近隣に訴訟宿（公事宿）のような旅宿（郷宿）があつたと推

測しても不自然ではないだろう。この課題、今後の調査に委ねたい。つぎに明治八年・同九年に移ろう。

(B) (M 8) 表

広島地裁所蔵「明治七・①年訴状受取録」(民第六号ノ一) 所収

家事々件抽出調査表・

但し1／4(第一号)～7／31(第一二八号)  
11／2(第一九三一号)～12／28(第二六一五号)

所収分

整理番号	出訴月日	出訴番号	結局年月日	訴名(事件名)	被告住所性別等	掛官名	備考
⑤	④	③	②	①			
1／25	1／19	1／15	1／13	1／(M 8) 12			
77	49	40	28	22			
却1／下27	席後済5／28	却1／下17	席後済3／3	却1／下13 (明8)			
戸籍出入之訴	家督出入	内輪不熟出入	家督出入	内輪不熟之訴			
同村	6大区土師村 甲	9大区入野村 4大区廿日市 乙	10大区向島西村 (代言人)小林藤三郎 同大区向島東村 乙女	同所 佐久間敏明 乙男	10大区向島中島本町 甲女	10大区向島西村・甲(代言人) 小林藤三郎 乙女	明7(10)(11)事 件当事者
全右	不明	一色	一色	事者	8明7(10)(11)事 件当事者		

番号	整理	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
3 7	2 20	2 19	2 18	2 15	1 13	1 29	1 29	1 25	M 8)	出訴 月日
248	195	185	180	167	113	110	109	79	出訴 番号	出訴 番号
却3 下8	却2 下22	席3 後済15	願2 下25	却2 下19	却2 下2	却1 下31	却1 下31	却1 下28	年月日	結局
家督出入訴	扶持米催促訴	離別出入訴	内輪不熟 兄弟和睦訴	家督出入之訴	家督出入訴	戸籍帖改正之訴	戸籍帖改正之訴	(分家異議取扱訴) 内輪不熟出入	訴名(事件名)	被告住所性別等
同某 町乙	3 大区三滝町 5 大区本地村 甲女(代理人)	山口県管下玖珂郡室木村 甲	同 2 大区阿戸村 村 乙	茅原リツ 2 大区温井村 甲(代言人)	同 1 大区南町 区轍町 村 乙	6 大区秋山村 乙外一名	7 大区可部町 八木正平 甲(代理人)	16 大区三次町 町 乙	同 11 大区上下村 村 乙	原 甲
小島	澤	澤	澤	不明	松野	全右	不明	全右	掛官名	
						⑦ 事者間 事件の当			備考	

番号	整理	⑯	⑮	⑰	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
月出訴	4 20	4 17	4 13	4 13	4 4	3 31	3 24	3 13 M 8	⑯
番号出訴	492	469	437	432	388	366	331	270	⑯
年月日局	(大阪上 裁 許 25)	却 4 下 18	却 4 下 14	却 4 下 14	却 4 下 12	却 4 下 12	願 3 下 25	却 3 下 14	⑯
訴名(事件名)	家督出入訴	戸籍出入訴	家督出入訴	家督相続出入訴	家督妨碍訴	戸籍出入之訴	養子離別出入訴	原住所性別等	被告
8 大区正力村 檜垣佐右衛門 同 区造賀村 乙	9 大区澤村 甲(代言人)	同 村 乙	同 某 村 乙	1 大区京橋町 八木正平 1 大区京橋町乙	6 大区来米木村 石津延蔵 同 村 乙	6 大区大君村 同 村 乙	4 大区土師村 同 村 乙	6 大区土師村 同 村 乙	8 大区広村 (代言人) 同 村 乙
掛官名	岩田	松野	松野	全右	全右	全右	不明	一色	備考
六号	欄外上部に 朱書(判三二 六号)	No. ⑤ 件の当事者 No. ②〇事 件の当事者	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名	当事者同一 訴名

番号	出訴日	出訴番号	局結日	事件名(件名)	性別別住所住所告被原
30	月日	29	28	27	26
6 9	6 9	5 27	5 24	5 17	5 17
770	767	693	673	635	629
7 下 31 願	席後済口 12 2	裁10 許23	席後済口 6 10	席後済口 8 14	願6 下10
別出入 朱書 離	假縁談差縫 家督分ケ之訴	離別出入訴	戸籍出入訴	家督出入訴	養子離別訴
8 大区 (代言人) (賀茂郡) 四日市	9 大区未光村 (代言人) 奥林平八郎 甲乙	2 大区伴村 同 区同村 乙	7 大区小河原町 同 区福田村 甲乙	7 大区諸木村 同 区中深川村 甲乙	9 大区戸野村甲 (代言人) 三浦辰五郎 同 区宇山村 乙
粕屋	不明	小島	小島	小島	岩田
					掛官名
					当事者 No. (18)事件の 被告(村尾任 吉)が原告
					No. (22)事件の 被告(村尾任 吉)が原告

番号	整理								
(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)		
7 23	7 23	7 23	7 19	4 2	7 9	7 5	7 5 (M 8)	出訴	月日
1050	1043	1042	1020	(385)	937	918	914	出訴	番号
却 下 24	席 後 23	断獄廻 28	却 下 20	却 下 15	願 下 16	席 後 30	願 下 7	結局	年月日
訴 養子離縁出入之	縁組出入之訴	訴 家名相続出入之	相続出入之訴	家督出入之訴	内輪 (朱書) 親族不熟之訴	内輪不熟出入 之訴	内輪不熟出入 之訴	(押) 家督横領引渡違 約之訴	訴名 (事件名)
同 区 造賀村 8 (代 言人) 大 区 正 力 村 甲 女 袖原增次郎 乙 外 1 名	同 区 大 須 賀 村 1 大 区 西 裏 町 某 寄 留 某 厄 介 甲	同 区 正 力 村 8 (代 言人) 大 区 造 賀 村 甲 女 金 谷 琢 磨 乙 外 2 名	同 区 正 力 村 8 (代 言人) 大 区 造 賀 村 甲 女 金 谷 琢 磨 乙	9 大 区 能 良 村 同 区 宇 山 村 甲 女 金 谷 琢 磨 乙	1 大 区 白 島 五 番 町 (代 言人) 吉 井 護 甲 乙	3 大 区 竹 屋 町 同 区 府 中 村 甲 乙	○ 9 大 区 入 野 村 (代 言人) 末 広 卯 左 工 門 甲 外 一 人 村 乙	原 告 住 所 性 別 等	被 告 住 所 性 別 等
粕屋	菊池	(一色)	一色	不明	菊池	粕屋	菊池	掛官名	
		③ 事者 事件の当							備考

番号	整理	月日	出訴					
④④	④③	④②	④①	④①	④①	④①	④①	④①
12 27	12 25	12 13	11 18	7 25	7 24 (M 8)			
2581	2580	2419	2074	1076	1069	番号	出訴	
席後済 2 7 明 9	願 下 17 明 9	願 下 14	願 下 19	願 下 29	却 下 25	年月日	結局	
妻離別之訴	養子離別之訴	養子離別之訴	養子離別之訴	戸籍出入訴	位牌取戻訴	訴名 (事件名)	被告住所性別等	
佐伯郡五日市村 広島白島五番町 乙	同 村 乙	甲奴郡本郷村 甲 （代言人）負荷和一郎	甲奴郡上下村 甲女 （代言人）負荷和一郎 乙外一名	三次郎下作木村 甲外3 （代言人）菅野武造 村 乙	同 村 乙	3 大区中山村 甲 （代言人）倉本吉兵衛 村 乙	8 大区内海村 甲外4名 村 乙	
山田	山田	馬渡	不明	柏屋	柏屋		掛官名	
								備考

明治八年の「訴状受取録」における内容の欠損については先きに触れた通りである。すなわち明治七年と合綴した原簿の体裁上、一月四日の第一(号)から始まり一二月二八日第二六一五(号)で事件記録が終了している関係上、中間部分の記録が欠



査で大坂上等裁判所に②の原告が控訴したが、明治九年一一月一六日、大坂上等裁判所は控訴棄却の判決を言渡していたことが判明している。<sup>(31)</sup>最後に断獄廻しが1件（⑬）となつてている。なお断獄廻しは刑事事件として、断獄（刑事）課で別に吟味されることになる（最近ではあるが、広島地方検察庁ほか広島高等検察庁管内の山口・松江等地方検察庁ならびに岩国区検察庁所蔵の明治期における刑事判決原本についても共同調査の対象となつた。広島高等検察庁を初め、広島・山口・松江の各地方検察庁ほかの関係各位の御理解で調査できるようになつたことについて、この場を借りて深甚の謝意を表する次第である）。以上(B) (M-8) 表を通じて、明治八年の家事事件中、訴答文例所載の3訴訟事件の件数内訳を見たが、同八年の家事事件全44件のうち、3訴訟事件に該当するものは合計27件に過ぎなかつた。では前記3訴訟類型以外に目立つのが、戸籍関係の訴訟事件で全8件、しかし大半が却下であり、その他願下、席後済口で処理されているため、いかなる原因事由による紛争事件か、後日、この種の裁許事件が見られたならば、それを通して事件内容の一端が明らかになろう。内輪不熟訴訟についても同様に (M-8) により6件を算えるが、却下3件 (①③⑥)、願下2件 (⑪⑬)、席後済口1件 (⑭) であつた。後日、済口文書あるいは却下文書等、別の裁判史料を調査検討することができれば、この種の訴訟事件の内容が明らかになるとと思われる。ほかに扶持米催促訴訟（扶養請求）1件 (⑯) も見られた。この事件の原告は山口県玖珂郡在住とあり、被告は5大区とあるから山県郡本地村在住の人であるが出訴後2日目で却下されている。つづいて(C) (M-9) 表眺めることにする。

(C) (M 9) 表

広島地裁藏

明治九(一八七六)年「訴状受取録」所収。

〔民第六号ノ二〕 1/4 (1号) ～ 6/23 (1976号) 〔民第六号ノ三〕 7/1 (1977号) ～ 12/28 (3806号)

家事々件抽出調査一覧表

整理番号	出訴月日	番号	出訴	終局年月	訴事件名	原被告等住所氏名等	掛官	備考
⑥	⑤	④	③	②	①			
3/8	2/5	2/2	1/24	1/14	1/M9 12	同 安芸郡府中村 (代言人)桑原千次郎 甲外2名	松野	
827	377	313	242	137	102	同 安芸郡府中村 (代言人)桑原千次郎 甲外2名		
却3/下9	却2/下7	却2/下3	却1/下25	裁2/許27	却1/下13 明9	同 安芸郡府中村 (代言人)桑原千次郎 甲外2名	松野	
代嗣男取戻之訴	家督押領之訴	家督相続妨碍(之訴)	家督相続妨碍(之訴)	家督相続妨碍(之訴)	相続出入(之訴)	同 賀茂郡広村 (代言人)吉井讓 甲外名	小島	①事件と同 一当事者(判 三二六号)
豊田郡大崎島東野村 (代理人)友田茂平 乙	賀茂郡南方村 (代言人)喜多英七郎 甲	御調郡尾道町 同 沼田郡国泰寺村 町 乙	広島市中町 甲女 (代言人)奥本数奇男 乙	粕屋				
馬渡	山田	一色						

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	番整理号
4 21	4 19	4 12	3 29	3 27	3 19	3 9	3 8 M 9	月出訴日
1352	1342	1282	1135	1089	962	848	842	番号出訴
却4 下22	却4 下20	裁8 許8	却3 下31	却3 下28	却3 下20	裁10 許21	願3 下12	日終局年月 結局
家督相続妨碍之訴	戸籍妨碍之訴	家督分割差縛之訴	養子離別之訴	養子離別之訴	養子離別の訴	家督（朱書）絶家 再建相続差縛主訴	子供預り扶持催促 訴	（事件名）訴
賀茂郡白市村 甲女	豊田郡別府村 乙女	同 山縣郡志路原村 村 甲 乙外一人	同 山縣郡穴村 郡造賀村 甲 乙外一人	賀茂郡正力村 (代言人) 藤井庫之介 甲女	賀茂郡正力村 (代言人) 藤井庫之介 甲女	賀茂郡広村 (代言人) 吉井護 甲 乙	広島水玉町 佐久間清一	原被告等住所氏名等 (右II原・左II被)
一色	松野	松野	山田	一色	松野	馬渡	小島	掛官
				者 ⑨事件と同一当事者 ⑩事件と同一当事者		一当事者 ③事件と同一当事者		備考

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	整理番号
6 29	6 28	6 19	6 10	6 8	5 17	5 17	4 25	4 24 (M 9)	月日出訴
2033	2021	1919	1824	1802	1598	1595	1393	1378	番号出訴
却 7 下 3	願 7 下 10	却 6 下 20	却 6 下 12	却 6 下 12	却 5 下 19	却 5 下 18	却 5 下 26	却 4 下 25	終局年月 日、結局
家督相続之訴	扶助米請求訴 難渋朱書	家督相続之訴	離縁不服之訴	家督相続之訴	相続超序妨礙之訴	家督相続違約之訴	養子離別訴状	家督相続妨礙之訴	訴件名 (事件名)
同 広島猫屋町 乙 甲	豊田郡武清村 世羅郡上野山村 乙 甲	同 広島猫屋町 乙 甲	佐伯郡音市村 広島白島五番町 甲 乙 馬渡	同 広島猫屋町 甲 乙	安芸郡渕崎浦 広島愛宕町 甲外一人 乙女外一人	賀茂郡柏原村 郡造賀村 乙	賀茂郡正力村 郡造賀村 甲女 乙外一人	同 高田郡来女木村 村 乙	原被告等住所氏名等 (右  原・左  被)
松野	小島	馬渡		一色	柏屋	一色	小島	松野	掛官
同一当事者 ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑		同一当事者 ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑					者 ⑨ ⑩ ⑪ 同一当事者		備考

③①	③⑩	②⑨	②⑧	②⑦	②⑥	②⑤	②④	番号 整理
10 3	10 2	9 20	8 16	8 4	8 3	7 25	7 (M 9) 13	月日 出訴
2881	2869	2748	2434	2333	2327	2262	2168	番号 出訴
裁 3 明 許 23 10	却 10 下 4	却 2 明 下 17 11	席 前 済 口 8 26	却 8 下 5	却 8 下 29	却 7 下 27	却 7 下 14	終局年月 日、結局
養子相続違約之訴	家督 家督論訴	養育米催促之訴	離縁 妻子取戻之訴	家督相続出入之訴	養育米請求之訴 難渋 朱書	家督相続差拒之訴	養子取戻之訴 離縁 朱書	(事件名) 訴 原被告等住所氏名等 (右 II 原・左 II 被)
芦田郡福田村 深津郡東町 乙 甲	同 沼田郡阿戸村 村 乙 甲	同 賀茂郡檜原村 村 乙 甲	広島東引御堂町 高宮郡可部町 乙 甲	安芸郡三谷村 深津郡東町 乙 甲	世羅郡徳市村 郡吉原村 乙 甲	安芸郡三谷村 深津郡東町 乙 甲	佐伯郡玖波村 村 乙 甲	掛官
川北	松野	川北	小島	一色	松野	一色	小島	備考
				②⑤ 事件と同 一当事者				

番号	整理	出訴月日							
③③	③⑧	③⑦	③⑥	③⑤	③④	③③	③②	終局年月	原被告等住所氏名等 (右)原・左被)
12 18	11 28	11 15	11 7	11 7	11 6	10 31	10 M 9 10	月日出訴番号	
3632	3533	3387	3282	3278	3237	3171	2942	終局年月	
裁 3 明 許 15 10	却 11 下 30	願 1 明 下 8 10	却 11 明 下 8 9	却 11 下 8	裁 4 明 許 26 10	裁 3 明 許 7 10	裁 4 明 許 4 10	日、結局	(事件名)
養子離縁難渋訴	訴相続後家督拒障之	妻離別之訴	戸籍送籍之訴	難渋亡夫追善之訴	養子離縁之訴	家督相続妨礙難之訴	離縁妻離別三訴	朱書	訴
豊田郡別府村農 (代人)某乙	同賀茂郡白市村土 (代言人)奥本数奇男甲乙	同広島元柳町 村農甲乙	高宮郡勝木村 同郡綾ヶ谷村甲乙	安芸郡海田市 同郡向灘浦乙	安芸郡仁保島ノ内淵崎浦 甲	安芸郡宮原村 同郡蒲刈島甲乙	同京橋町乙	広島横町 (代人)某甲女	原被告等住所氏名等 (右)原・左被)
山田	小島	松野	小島	松野	山田	川北	松野	掛官	
控訴届 明 10 · 3 27						3 / 15 届原→控訴 人(代言人) 竹田達三			備考

番号	整理	
	出訴 月日	(事 件 名)
12 / 25 (M 9)		
3756	出訴 番号	
却下 12 / 28 (明 9) 下	終局年月 日、結局	
	同籍居住妨害之訴	(原被告等住所氏名等 (右 II 原・左 II 被))
	豊田郡大崎島中野村 (代理人) 宮原毎太郎 甲	掛官
同	村農 乙	備考
	一色	

明治九（一八七六）年の民事事件数は同年の「訴状受取録」に依れば計三八〇六件を算える。ただし「訴状受取録」は2分冊となつておおり、第1分冊は一月四日（第一号）以降六月二三日（第一九七六号）の事件を記録する。簿冊の表紙左肩に「民第六号ノ一」という帳簿進行番号が記載されている。第2分冊は七月一日（第一九七七号）以降十二月二八日（三八〇六号）を記録する。前者と同じく「民第六号ノ三」と表記されている。明治九年中の民事事件数は2簿冊分合計三八〇六件であり、その中の家事事件総数は四〇件に過ぎなかつた。ここでも前記と同様の手法で内容の整理と検討を試みることにする。まず明治八年の場合と同じく、訴答文例所載の家事事件に関する3訴訟類型にしたがい、(a)夫妻離別訴、(b)養子女離別訴（養子女取戻訴を含む）、(c)家督相続訴の順で(c) (M 9) 表を見るところにする。

まず(a)夫妻離別訴訟は4件 (20 28 32 37)、(b)養子女離別訴訟8件 (6 9 10 11 16 24 34 39)、(c)の家督相続訴訟は20件 (1) (2) (3) (4) (5) (8) (12) (14) (15) (17) (18) (19) (21) (23) (25) (27) (30) (31) (33) (38)を算え、3類型総計32件に達している。これらにつき、事件がいかに取扱われ、処理されたかを見ると、まず(a)の夫妻離別訴訟4件については、却下1 (20)、願下1 (37)、席前済口1 (28)で、裁許1 (32)となる。つぎの(b)養子女離別訴訟8件中、却下6件 (6 9 10 11 16 24)、裁許2件 (34 39)であった。最後に(c)の家督相続関係訴訟20件中、却下15件 (1 3 4 5 14 15 17 18 19 21 23 25 27 30 38) そして裁許5件 (2 8 12 31 33) であった。3

類型以外の家事事件8件のうち、扶養関係事件と思われるのが4件（⑦②②⑥⑨）見られたが、その処理態様は却下2件（⑩⑨）、願下2件（⑦⑨）となつてある。残り4件中では戸籍関係3件（⑬⑯⑭）が全部却下、となつており、最後の1件（⑮）も却下されている。八年までの内輪不熟訴訟類型が九年では姿を消している。

(23) 座談会「明治初期の裁判を語る」の中の元大審院部長磯谷幸次郎の談「明治初年の頃は、人民より民事訴訟を提起したときは目安糺と稱して、判事補は一々訴状を点検し、少しでも式に違うものあらば容赦なく却下したもので、十中六七は受付けず、却下の多いのを判事補の技倆としたものである」（三五頁）とか、同じく磯谷談として当時の目安糺濫用の例、「或年東京裁判所に海上法上の問題で船舶衝突に関する損害賠償の訴訟が提起せられた。例に依り判事補が一応訴状を検閲したが、当時の判事で海上法を知つてゐる者は一人もない。訴状を一読して驚いた判事補も、かかる訴訟を受けては後日の難義、何とかして却下したいと千思万考したが、どうにも却下の理由がないので、余儀なく上官の指揮を仰いだ処、上官たる判事は篤と訴状を検閲したる後はたと膝を打ち、「ある々々凡て訴状には其の末文に「何卒御裁判奉願候」と書くのが一定の文例なるに、此の訴状には夫れが無いから違式である」と云われ、直に却下となり、この事を伝え聞いた廳員は、さすがは某判事だ、とて皆その敏腕に敬服した」（三八頁）というエピソードが伝えられている（日本法理研究会発行「明治初期の裁判を語る」へ日本法理叢書別冊四▽昭和一七年刊）——文中読み易いように当用漢字に改めたのは筆者▽。

(24) 拙稿・前掲「異聞」七一頁以下。当時の事件処理の態様ないし結果を表す裁判実務用語として、「席前済口」とは“目安糺”を終え、訴状を受理した後「未ダ判事ノ初席ニ至ラズトキ原被示談整イタルヲ以テ「済口」（和解）證文ヲ出シ」、裁判庁がこれを聞き届けた場合を摘し、「席後済口」とは「判事既ニ席ニ臨ミ原被突合セ吟味ノ上「理解」（説得の意）ニ因ルカヌハ示談整イタルヲ以テ済口證文ヲ出シ」、裁判庁がこれを聞き届けた場合であり、「裁許」とは「原被ヲ論ゼズ・既ニ其非理明白ニシテ理解ニ承服セザルモノ」に裁判言渡す場合であり、「願下」とは、初席前後を論ぜず、訴状を取上げた後、原告の願いにより吟味を止め、訴状を下げ戻した場合であり、「断獄廻シ」とは訴訟審理中、原被を論ぜず「其罪跡判然イタシ其者ヲ断獄（刑事）へ廻シタ」場合を云う。

(25) 拙稿・前掲「異聞(一)」七〇頁。

(26) 拙稿・前掲「異聞(一)」七〇頁以下参照。

(27) 拙稿・前掲「一断面」二四一頁以下に、広島県聴証課→広島県裁判所→司法省（広島裁判所ほか）転任者として12名を中心挙げておいた。

(28) 筆者には現在、「内輪不熟出入」がどのような性質内容の事件であるのか推測の域を超えないが、夫婦親子間をも含む兄弟間あるいは親族間の感情的葛藤に類する事件ではないか、と思っている（江戸期近世法上に關しては小早川・前掲六四四頁）。念のため前掲「裁許留」（司法資料別冊第十九号・昭和十八年）の目次に目を通したが、類似の訴訟名は見当たらなかつた。後考に譲ることにする。

(29) 拙稿・前掲「異聞(一)」七〇頁には、当時明治八年文の記録中に欠損があることに気付かなかつた結果、一二月二八日第二六一五番を以て、そのまま二六一五件と誤算してしまつた。訂正し、お詫びと共に調査対象となるべき実数を記しておく。即ち一九三一号（一月二日）一一二八号（七月三一日）は八〇二件欠落していたから結局二六五一一八〇三は一八四八、つまり筆者が明治八年分の事件として調査した事件数は一八四八件、であつた。

(30) 広島県総務部地方課編集「広島県市町村合併史」（昭和三六年発行）所収一二頁以下の広島県大区・小区区域の表参照。

(31) これらの調査報告は他日に譲るが、第一審判決書は広島地方裁判所蔵「明治五年至同九年 裁判申渡案、広島地方裁判所民事部」所収第二十三番事件に編綴されている。なお前記「裁判申渡案」の訴名等一覧表については拙稿・前掲「異聞(一)」七二頁以下を参照。また大坂上等裁判所の控訴審裁判言渡書は、「裁判申渡案」中の第一審裁判言渡書の後に合綴されていた。

### 三、結びに代えて

以上、明治七年から同九年にかけて、広島地方裁判所所蔵「訴状受取録」の中で、当時、家事裁判はどうなつていたのか、訴訟事件としてはどのように取扱われていたのか、などに关心を寄せ、その結果をまとめて見ようと思い立つた。調

査が進むに従つて、まだ多くの点についても検討する必要を痛感している。とりわけ、これらの調査を通して、たとえば、却下にせよ、済口あるいは裁許にせよ、いかなる事案につき、それぞれいかなる事由により処理し、取扱われていたかなどを、現存する民事（場合により刑事）裁判記録等文書の調査検討により、当時の民事裁判の実情に一歩でも迫ることができるのではないか、と思っている。本稿では、当時の民事裁判を担当し、実際に訴状を審査し、審理を行なつていて掛官については言及できなかつた。今後は「訴状受取録」において裁許の裁判言渡しを受けた家事事件——それは恰かも氷山の一角に過ぎなかつたが——についても、民事判決原本との照合などを通して、明治前期の家事裁判研究を進めて見たい。とりあえず明治一〇年以前の裁判所なき県における“県庁裁判”的実情を広島県を事例として、その調査の中間報告の形で、不充分ながら紹介する事で終わりたい。

## 〔参考資料〕

明治九（一八七六）年

広島県聴訟課「訴状受取録」（帳簿進行番号民第六号ノ二）

事件数 1 / 4 (第1号) ~ 6 / 23 (第1976号) = 1976件中、貸金（米）・預ヶ金（米）事  
件数調査(調査事項) 出訴総件数 1976件中、貸金類・預ヶ金類総件数 1344件だが、貸金事件・預ヶ  
金事件を取扱つたかそして事件取扱いの結果如何。

柏屋		一色		馬渡		山田		掛官	区終分局
B	A	B	A	B	A	B	A		
	1		3		4		2		
0		2		2		1			
	44		73		56		55		
10		17		8		7			
	24		40		31		25		
12		10		5		8			
	41		75		56		37		
6		10		7		11			
	23		18		43		19		
1		2		8		1			
	5		11		5		6		
1		1		0		1			
	1		1		4		3		
1		0		1		3			
	0		1		0		0		
0		0		0		0			
	0		1		0		0		
0		0		0		0			
	139		223		199		147		
31		42		31		32			
170		265		230		179		総計	

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ)

明治初年、広島県聽訟課の家事裁判（加藤）

総 計	計		妹尾 林		川北		熊野		小島		松 野	
	B	A	A	A	B	A	B	A	B	A	B	A
16		11	0	0		0		0		0		1
	5				0		0		0		0	
464		376	0	0		1		1		68		78
	88								21		25	
246		194	0	1		0		0		21		52
	52								10		7	
384		325	0			0		0		48		68
	59								7		17	
173		152	1	0		0		0		27		21
	21								4		5	
43		40	0	0		0		0		10		3
	3								0		0	
16		11	0	0		0		0		1		1
	5								0		0	
1		1	0	0		0		0		0		0
1		0							0		0	
	0								0		0	
1344		1111		1		1		1		175		224
△	233		0	1					42		54	
A = 1111		1344			1		2		1		217	
B = 233		1344										278

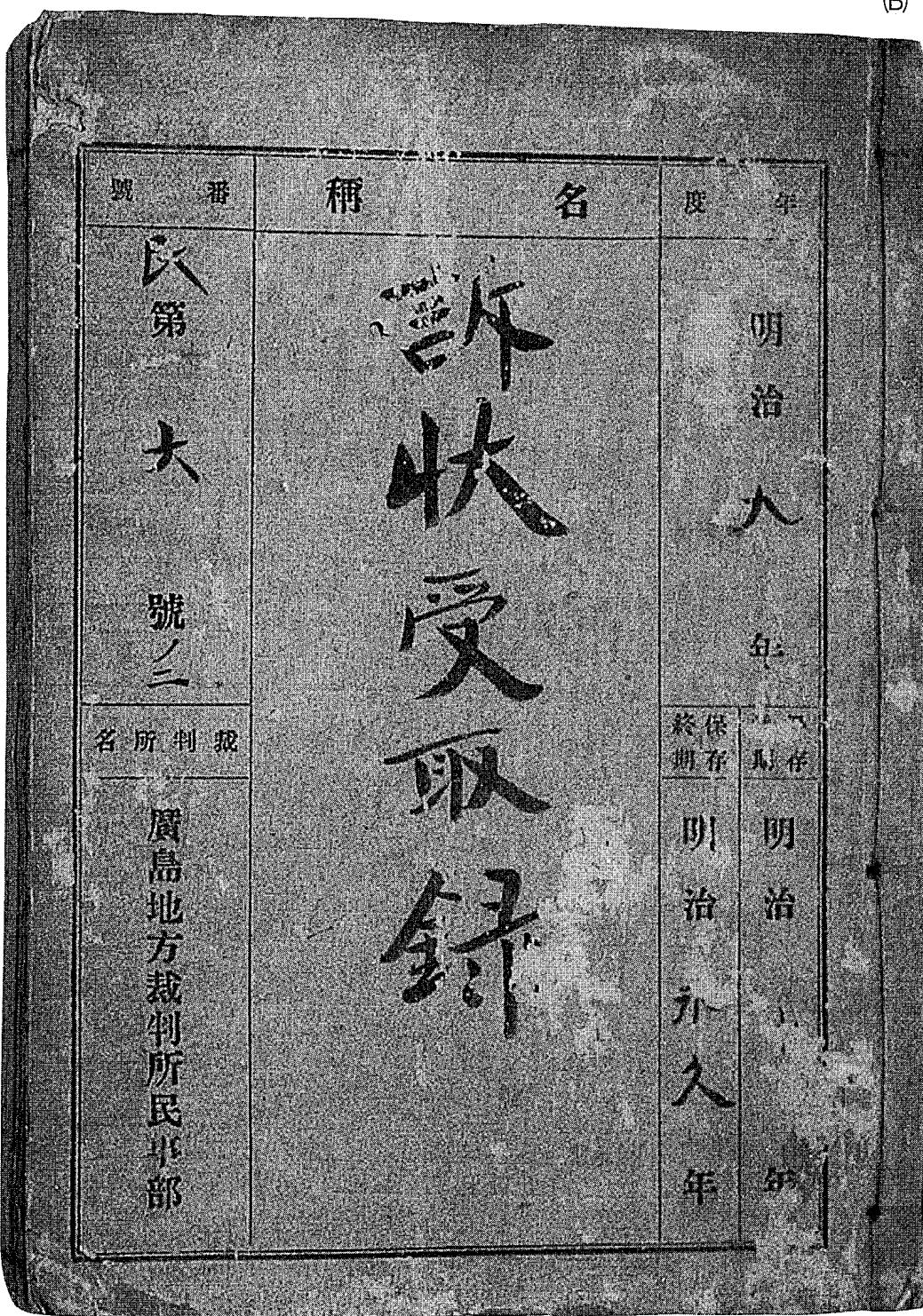
(A)



(表紙(A), (B), (C)とも広島地方裁判所々蔵)

(一五四)

(B)



明治初年、広島県聽訟課の家事裁判（加藤）

(C)

△研究ノート▽

修道法学 二七卷 一号

一五六 (一五六)

